



2023年5月17日

各 位

会社名：フォースタートアップス株式会社

代表者: 代表取締役社長 志水 雄一郎

コード：グロース7089

問い合わせ先 担当者：取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈

電話番号：03（6893）0650

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月16日開催予定の第7回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (ア) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

##### (イ) 移行の時期

2023年6月16日開催予定の第7回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (ア) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

##### (イ) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (ウ) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月16日

定款変更の効力発生日 2023年6月16日

以上

(下線は変更部を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、<u>取締役及び株主総会</u>のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役</u>のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>によって定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役</u>は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会は、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略) (取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招</u></p>	
<p>2. <u>集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会議事録)</u></p>	(削除)
<p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めたと法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1. <u>2023年6月開催の第7回定時株主総会終了前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なおその効力を有する。</u></p> <p>2. <u>2023年6月開催の第7回定時株主総会終了前の監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なおその効力を有する。</u></p>